

Q1

「臨時福祉給付金」や「子育て世帯臨時特例給付金」ってどんなものなの？



教えて！ せんとくん

皆さんの「ご意見」や「ご質問」に、せんとくんが答えます！



A1

4月から消費税率が引き上げられたことに伴い、一定の所得以下の人や子育て世帯への影響を緩和するため、一定の条件を満たす人に対し、1回限り支給するものだよ。ただし、受け取ることができるのはどちらか一つの給付金だよ。



Q2

どのような人にいくら支給されるの？



A2

次のとおりだよ。対象となる条件がそれぞれ違うから気をつけてね。

臨時福祉給付金

給付対象

平成26年度分の市町村民税(均等割)が課税されていない人(ただし、扶養されている人が課税されていたり、生活保護制度の被保護者となっている人などは対象となりません)

給付額

給付対象者一人につき1万円。また、給付対象者のうち、老齢基礎年金や児童扶養手当の受給者等に該当する人は、5千円加算。

子育て世帯臨時特例給付金

給付対象

平成26年1月分の児童手当・特例給付の受給者でかつ平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額未満の人。

対象児童

給付対象者の平成26年1月分の児童手当・特例給付の対象となる児童(ただし、「臨時福祉給付金」の対象となる児童や生活保護制度の被保護者に該当する児童は対象となりません)

給付額

対象児童一人につき1万円

???



Q3

どうすれば「臨時福祉給付金」、「子育て世帯臨時特例給付金」を受けることができるの？



A3

- 今年の1月1日に住民登録がされている市町村の担当窓口へ、申請してください。
- 申請受付開始日や申請期間は市町村により異なります。詳しくは、市町村の担当窓口にお問い合わせね。



(臨時福祉給付金については)

県健康福祉部企画管理室 ☎0742-27-8504 FAX 0742-22-5709

(子育て世帯臨時特例給付金については)

県子育て支援課 ☎0742-27-8606 FAX 0742-27-2023